

(案)

## 明石市役所駐車場整理業務委託契約書

明石市（以下、「委託者」という。）と、（以下「受託者」という。）との間に明石市役所駐車場整理業務（以下「整理業務」という。）の委託について、次のとおり契約を締結する。

（業務場所）

第1条 業務場所は、明石市役所・市役所駐車場、市役所駐車場への進入路とする。

（履行期間）

第2条 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで。

（業務従事日時）

第3条 毎週火曜日、水曜日、木曜日、金曜日（ただし、祝日及び12月29日～1月3日を除く。）の、午前9時00分から午後5時00分まで。

（委託料）

第4条 整理業務の委託料は、警備員一人当たり一日単価を¥ 円（税抜）とし、一日単価（税抜）に業務従事者数と業務従事日数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税の額を加算した額について円未満の端数を切り捨てて得た額とする。

（委託料の支払い）

第5条 委託料の支払いは、以下のとおりとする。

- （1）受託者は、委託料を請求するときは、業務報告書を基に請求書を月単位で作成し、委託者に提出するものとする。
- （2）委託者は、前号の提出があったときは、直ちにその適否を審査し、翌月に委託料を支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第6条 受託者は、第三者に対し、整理業務の一部、もしくは全部の実施を委託し、もしくは請け負わせ、または、この契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、あらかじめ委任者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（損害賠償責任）

(案)

第7条 受託者は、次に掲げるいずれかの事由が生じたときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 受託者が、整理業務の実務に関し、委託者または、第三者に損害を与えたとき。

(2) 受託者の責めに帰すべき事由により、この契約が解除された場合において、受託者が委託者に損害を与えたとき。

(委託者の契約解除権)

第8条 委託者は、履行期間内に、経済事情の激変又は予期することのできない事由の発生により、整理業務の委託を継続する必要がなくなった場合は、この契約を解除することができる。

(契約履行の原則)

第9条 委託者および受託者は、信義誠実をもって、この契約を履行しなければならない。

本契約締結の証として本書2通を作成し、委託者・受託者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 明石市中崎1丁目5番1号  
明石市  
代表者 明石市長 泉 房穂

受託者